

令和8年度  
高規格救急車更新

仕様書

黒川地域行政事務組合

## 第1 総 則

### 1 目的

この仕様書は、黒川地域行政事務組合（以下「当組合」という。）が、令和8年度に購入する、高規格救急車（以下「救急車」という。）及び救急車に備える高度救命処置用資機材の一切に適用する。

### 2 概要

傷病者を医療機関に搬送する間、救急救命士が救命処置をできるように、各種救急医療機器等を装備する消防用の高規格救急車である。

### 3 適合法令

- (1) 救急車は、「救急業務実施基準（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知）第10条に定める要件」、「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）、「道路運送車両法の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）その他関係法令、通達に適合し緊急自動車として承認の得られるものであること。
- (2) 入札参加申請業者は、本仕様書の医療機器等を取り扱うために必要な資格（医薬品医療機器法第39条に定める販売業の許可及び同法第39条の2に定める管理者の設置等）を有していること。また、競争入札参加申請時にこれらを証明する書類を提出すること。

### 4 製作上の問題処理

製作は、仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い、仕様内容に疑義の生じた場合は、その都度速やかに当組合と協議し、指示を受けること。なお、仕様変更は、事前に当組合の承認を受けること。また、救急車製作に当り工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは、受注者がこれらの問題解決を行うこと。

### 5 製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し、次のとおりとすること。

- (1) 各装置及びパーツの取付けは、原則としてボルト締付けとすること。なお、ボルト等は、ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。
- (2) 車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は、すべてコーキングをすること。
- (3) 清掃、点検・調整及び修理が容易に行えること。
- (4) 使用取扱上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (5) 全体的に重量軽減を図り、前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。
- (6) 堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり、かつ維持管理が経済的に行えるものであること。
- (7) 外装の水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。また、フェンダー等で器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には、適切な保護対策を講じること。

### 6 規格及び表示

#### 規格

- (1) 車両に使用する材料及び部品は、特に指定するものを除き、すべて日本産業規格（JIS）のものを使用すること。ただし、ネジ類については、ISOネジ又は、これに準じたものを使用すること。

#### (2) 表示

ア 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語又は英語で表示すること。

イ 車両に使用する単位等の表示は、すべてSI単位で表示すること。

## 7 登録の代行

- (1) 完成車は、東北運輸局宮城運輸支局長が行う新規登録検査を受けるものとし、それに伴う書類は事前に当組合に提出し承認を得ること。
- (2) 自動車保管場所証明書および緊急自動車届出書の申請を代行し、代行手数料は受注者の負担とする。

## 8 登録の費用

- (1) 本車両の新規登録に要する費用のうち、自動車重量税及び自動車自賠責保険、リサイクル料の費用は当組合の負担とする。また、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、発注者が負担するので受注者が立替え払いし、納車後に当該車両代金と別に発注者に請求すること。
- (2) 車庫証明、装備及びその他の新規登録（印紙代含む）に要する費用は、受注者がすべて負担すること。
- (3) 載せ替え支給する無線電話装置及びAVM（共にゼネラル製）の取外し、取付け、調整の一切の費用は受注者の負担において行い、車両表示ステッカーの張替えもすること。（名称は別途指示する）
- (4) 現富谷救急1号車 車両登録番号 宮城800 そ624は、公売として告示するため一時抹消登録、特殊装置の取り外し、表示されている名称の削除は受注者の負担において行うこと。

## 9 保証

救急車の車両及び架装、更に積載機器等の保証期間は次のとおりとする。ただし、保証期間後であっても設計、製作及び材質不良等の契約不適合によって生じた問題については、受注者が無償で速やかに修理若しくは交換すること。

- (1) 架装部分：納入後1年間
- (2) シヤシ関係：シヤシメーカーの定めた期間
- (3) 積載機器：各メーカーの定めた期間

## 10 事故防止

架装及び車両の移動に当たっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、速やかに当組合に連絡するとともに、その被害等について一切の責任を負うこと。

## 11 検査

- (1) 当組合の指示により各検査を受けるものとし、仕様内容と相違のある場合は、指示事項を訂正の上、再検査を受けること。
- (2) 各検査には、組合の指定した検査員が立会し指示事項、確認事項は、受注者が書面を取り交わすこと。

### ア 中間検査

主要部の架装を終了した時点で受注者は、当組合に申請書を提出し仮止状態の架装品・取付け品等を書類および写真にて報告する。（報告内容は、当組合の指示による）なお、報告後再度報告を求められた場合はこれに応じるものとする。

### イ 完成前検査

東北運輸局宮城運輸支局の検査前に、完全架装を行った状態で車両全般の検査をすること。

### ウ 完成検査

登録後の納入時検査で、性能・付属品等一切の検査をすること。

### エ その他

当組合が必要と認めるときは、随時検査に応じるものとする。

## 12 提出書類

### (1) 提出書類

- ア 製作承認図書類・完成図書及び取扱説明書は、すべてA4判ファイルに一括綴じる

こと。(写真は除くこと)

イ 図面は、すべてA2判又はA3判とすること。

ウ 外国製品については、すべて日本語に翻訳すること。また、各単位にはS I単位を併記すること。

エ 外注先一覧表・・・1部

製作を外注する場合は、次の内容の外注先一覧表を当組合に提出し、承認を受けること。

(ア) 会社名

(イ) 所在地

(ウ) 電話番号

(エ) 外注内容(品目及び作業内容等)

(2) 着手届け・・・1部

契約日の翌日まで当組合に着手届けを提出すること。

(3) 全体工程表・・・2部

契約後14日以内に、シャシの製作を含めた全体の工程表を当組合に提出すること。

(4) 製作承認図書類・・・3部(返却分1部を含む)

受注者は、架装開始前に仕様書に基づく次の書類を提出し、当組合の承認を受けること。

ア 架装工程表(外注先の作業工程を含む)

イ 製作承認図

(ア) 架装外観5面図

(イ) 電気配線図(種類、ヒューズ容量明示)

(5) 完成図書・・・2部(車両台数プラス1部)

完成図書は、次のとおりとし完成車納入時に提出すること。

ア シャシ関係図

(ア) シャシの諸元明細書又は詳細な仕様書

(イ) シャシカタログ

(ウ) シャシ使用電球型式一覧表

① 名称(取付け位置)

② 種類

③ 型式

④ その他

(エ) シャシ使用ヒューズ型式一覧表

① 名称

② 数量

③ 定格(アンペア数)

④ 形状

⑤ 寸法

⑥ 取付け位置

⑦ その他

(6) 架装関係図書・・・2部

ア 架装外観4面図(承認図を修正したもの)

イ 詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図(3面図で承認図を修正したもの)

ウ 電気配線図(承認図を修正したもので種類、電球のワット数とJ I S番号明示)

エ 使用電球一覧表

(ア) 名称(取付位置)

(イ) 種類

(ウ) 型式

(エ) その他

オ 使用ヒューズ一覧表

- (ア) 名称 (系統名)
- (イ) 数量
- (ウ) 定格 (アンペア数)
- (エ) 形状
- (オ) 寸法
- (カ) 取付位置
- (キ) その他
- カ 装備品等一覧表 (品名、数量、製作会社名、電話番号、型式明示)
- キ 装備品等の仕様明細書 (諸元明示)
- ク 装備品等のカタログ又は写し
- ケ 改造自動車等審査届出書写し
- コ 自動車検査証の写し
- (7) 取扱説明書・・・ 2部
  - ア シヤシ取扱説明書 (シヤシ取付品を含む)
  - イ 装備品取扱説明書  
(メインストレッチャー、インバーター、電子サイレンアンプ、赤色警光灯類、その他取付品、積載品、付属品等)
- (8) 写真 (フィルム又はCD-R等の電子データ付)
  - ア 架装工程写真 (カラーL判)・・・ 1式  
救急車架装中のもので工程ごと提出すること。
  - イ 完成写真 (カラーL判)
    - (ア) 緊急自動車事前届出用 (前後左右撮影、車検取得前のもの)・・・ 2部
    - (イ) 緊急自動車届出用 (前後左右撮影、車検取得後のもの)・・・ 2部
    - (ウ) 資機材収納部の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

### 1 3 無償点検整備

納車後 6ヶ月の法定定期点検整備は、受注者が無償で行うこと。

### 1 4 納入

- (1) 納入期限 令和9年2月24日 (水)
- (2) 納入場所 宮城県黒川郡大和町吉岡字土保田 1 1 番地の 4 (1 B 1 2 L)  
黒川地域行政事務組合 消防本部

### 1 5 技術指導

受注者は、本救急車、資機材の取り扱い及び保守管理の指導を当組合が指定する日時に 2回以上実施すること。

## 第2 車両仕様

### 1 車両の概要

- (1) 車両は、寒冷地仕様としミラーヒーター、ブラインドシールドディアイサー (ワイパー凍結防止) を装備すること。
- (2) 車両の装備及び付属品は、支給品以外すべて新製品とすること。
- (3) 乗車定員は、7名以上とすること。
- (4) 「救急業務実施基準」(昭和39年3月3日付自消甲発第6号通知。以下「実施基準」という。) 第10条に定める要件に適合するものであること。
- (5) 車体は、全有蓋で密閉式構造とする。
- (6) 車内の照明は、傷病者の観察及び救急隊員の業務遂行に支障のない照度を有するものであること。
- (7) 車体後部は、電動ストレッチャーの搬入が容易に行える構造であること。
- (8) 車体後部は、排気ガスによる影響を受けないようマフラーを施工すること。
- (9) 傷病者を収容する部分の規格は、電動ストレッチャーの両側の空間、電動ストレッチ

ャー頭部側の座席と電動ストレッチャーとの間の空間及び室内高は、実施基準第14条に定める資器材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。

- (10) 資器材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるものであること。
- (11) 資器材に必要な電気容量を確保できるものであること。
- (12) 車両の緩衝装置は、資器材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。
- (13) 十分な冷暖房機能を有すること。
- (14) サイレンは、「救急車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付消防第337号通知）の別紙「救急車に備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。
- (15) 仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有すること。
- (16) 電動ストレッチャーの積載架台は車体に堅牢に取付け、長期の使用に支障の出ないようにすること。
- (17) ベッドの頭部側に座席を有するものであること。
- (18) 運転席と傷病者室を仕切るカーテン等を取付け、感染対策可能な構造とすること。

## 2 主要諸元

- (1) エンジン ガソリンエンジン（平成30年排出ガス適合）
- (2) 総排気量 2,400cc以上
- (3) 最高出力 110Kw以上
- (4) 駆動方式 高速走行可能なフルタイム4輪駆動方式（ABS装備）
- (5) 変速装置 電子制御式6速以上のオートマチック
- (6) 車両全長 5,800mm以内
- (7) 車両全幅 1,900mm以内
- (8) 車両全高 3,000mm以内
- (9) 軸間距離 2,900mm～3,600mm以内
- (10) 最小回転半径 6.1m以下
- (11) 車両総重量 3,500kg未満「救急資機材を積載した状態」
- (12) 患者室長 3,500mm以上
- (13) 患者室幅 1,660mm以上
- (14) 室内高 1,850mm以上

## 3 安全装置

- (1) 乗員保護のための装置（エアバック、自動ブレーキ、横滑り防止装置等）は、メーカー公称のとおりとすること。
- (2) 追突防止のため、後部ドアにハイマウントストップランプを取付けること。
- (3) バックドア開放時の衝突防止のための赤色警告灯を取付けること。
- (4) 非常信号灯を積載すること。
- (5) 誤発進防止装置を取付けること。
- (6) 車両登録プレートにナンバーフレームを取付けること。
- (7) キーレスエントリー及びエンジンスイッチキー6個以上を付属すること。
- (8) ホイール付きスタッドレスタイヤ4本を付属すること。  
（納入時期によりタイヤを履き替え納入すること。）
- (9) 車両用粉末消火器を適切な位置に取付けること。
- (10) 車外に助手席補助ミラー及びバイザーを取付けること。
- (11) その他、公表されている標準装備品すべてを装備すること。
- (12) 車車間緊急通信システム「ITS Connect」又は、同等品を取り付けること。

## 4 メカニズム

- (1) オルタネーターの容量は12V-150A以上とすること。また、バッテリーは搭載できる最大の容量とし、車両電装品の使用容量を考慮すること。更にバッテリーには全自動電子バッテリー管理器（ずばら充電器）を取付け、待機時に外部コンセントから充電され

るようにすること。

- (2) バッテリー収納部は、容易に点検・保守管理ができる構造とすること。
- (3) 停車中のバッテリー上がりを防止するための自動的な機構を備えること。
- (4) スライドドア及びバックドアは、半ドア防止装置を装備すること。
- (5) 左側サイドステップにアルミ縞板を取付けし、更に滑り止め加工を施すこと。
- (6) リヤバンパーには傷つき防止板を取付けし、ステップ部は滑り止め加工を施すこと。
- (7) マットガード（泥除け）を取り付けること。
- (8) 運転席・助手席窓に大型サイドバイザーを取付けること。
- (9) 長期の塩害にも耐えうるように特殊防錆塗装を次の場所に施すこと。
  - ア シャシ下回り
  - イ 各ドア内側
  - ウ フェンダー内側
  - エ キャビン内側
  - オ 外部コンセント付近
  - カ その他必要と思われる場所
- (9) その他、公表されている標準装備品すべてを装備すること。

## 5 視界

- (1) ヘッドライトは、最新式の明るいものとする。（LED）
- (2) フォグランプ（LED）を取付けること。
- (3) 左右後輪付近を照らすLED式路肩灯を取付け、スモールランプと連動させること。
- (4) リヤサイド・リヤクォーター・バックドアには、プライバシーガラス（左側及び後部窓は下が3分の2以上曇りフィルム・右側は全面白フィルム）を設けること。
- (5) リヤフォグランプを取付けること。
- (6) 運転席及び助手席のドアミラーは、電動格納式大型ドアミラーとする。車両後方が常時確認でき患者室も見られる電子ルームミラーを取付けること。
- (7) その他、公表されている標準装備品すべてを装備すること。

## 6 運転室内装

- (1) 運転席、助手席足元にフロアマットを取付けること。
- (2) アシストグリップをフロントピラー部に取付けること。
- (3) 純正エアークンディショナーを取付けること。
- (4) 車室内に、支給するAVM、無線共用機（共にゼネラル製）に応じた端子台を設置し、全て収納できるスペースを設けること。
- (5) 運転室のドアにドアポケットを設けること。
- (6) 運転席、助手席の天井にルーフネットを設け、その間にティッシュボックス固定用マジックテープを取付けること。
- (7) 運転席付近に地図ボックス及び記録紙入れボックス（棚でも可）を取付けること。
- (8) ナビゲーションシステムは、次のとおりとする。
  - ア フロントパネル中央付近の見やすい位置に取付け（7型以上のカラー液晶）ギアをバックに入れた際は、車両周囲を俯瞰の映像を映せるもの。（全周囲ビューモニター）
  - イ ナビ情報等のソフトの変更が容易にできるもの。
  - ウ VICS（道路交通情報システム）対応で、車の渋滞情報がリアルタイムに得られるもの。
  - エ 昼用夜用画面の切り替えスイッチを設けること。
- (9) 前席の窓は、パワーウインドウとすること。
- (10) ステアリングは、パワーステアリングとすること。
  - (11) ステアリングは、チルト機能を装備すること。
  - (12) キー抜き忘れ及びヘッドランプ消し忘れ警報装置を取付けること。
  - (13) 運転席の天井に室内灯を設けること。
  - (14) 自動車料金収受システム（通称：ETC2.0）を取付けること。

- (15) 運転室席後部にバネ付フックを3個以上設けること。
- (16) 助手席用インナーミラーを取付けること。
- (17) タイヤハウスに滑り止め防止を取付けること。
- (18) ドライブレコーダー（前後録画対応2カメラタイプ）を取付けること。なお、後部については後続車を鮮明に確認出来ること。
- (19) フロントフェンダー上部左右に滑り止め防止加工（セーフティウオーク）をすること。
- (20) 運転席側及び助手席側ステップにアルミ縞板を施し、滑り止め防止加工（セーフティウオーク）をすること。

## 7 外装

- (1) 指定文字及び絵柄は、次のとおりとする。（再帰性に富んだ反射材を使用すること。）
  - ア 記入文字の書体は、原則として丸ゴシックとし、体裁よく配列すること。
  - イ 記入文字の材質は、フィルムとし当組合の指定するものを使用すること。
  - ウ 記入文字の位置及び大きさ等は、次のとおりとする。

記入位置	記入文字	色	文字の大きさ
車両両側面	別途指示	青	100mm×100mm
車両前面（右側）	別途指示	青	80mm×80mm
スライドドア	別途指示	青	100mm×100mm
屋根	別途指示	赤	450mm×400mm
車両前面（左側）	別途指示	赤	80mm×80mm
後部ドア・両面	別途指示	赤	100mm×100mm
ルーフサイド	別途指示	青	1字約200mm・斜体・縁取り
車両左右サイド	蛇マークの絵	青・白	直径約500mm・円形

- (2) フロント中央に150mmの大きさの消防マークを取付けること。
- (3) 車両は、救急白色に塗装すること。
- (4) 前ドア部以降の赤帯は、再帰性に富んだ反射材で施行すること。
- (5) その他、公表されている標準装備品すべてを装備すること。

## 8 警光灯及びランプ類（LED式）

- (1) 大型散光式警光灯をフロント及びリアに設けること。また、緊急走行中にサイレンランプからのウー音（サイレン音）や音声スイッチで発光パターンが変化するようにすること。仕様等により発光パターンを変化させられない場合は、安全性向上のため大型散光式警光灯フロントリア内にそれぞれ警光灯を増灯し、ルーフサイド前後に補助警光灯と作業灯が一体になった警光灯を取付け、フロントバンパー側面に補助警光灯を設ける等、公表されているオプション警告灯すべてを装備すること。
- (2) ルーフ左右上部に補助赤色警光灯付作業灯を適切な位置に各2灯設けること。
- (3) フロントグリルに赤色灯（大阪サイレン製）を2灯取付けること。
- (4) 後部ドア上部に作業灯を設けること。
- (5) 後部バックドア開放時に警光灯と連動して赤色点滅灯が作動すること。
- (6) フロントドア上部左右の適切な位置にフラッシャーランプ（ウインカー）を取付けること。（渋滞時の後続車より見やすい、高い位置であれば取付け場所は問わない。）
- (7) スライドドアには、ドアと連動するステップランプを取り付けること。
- (8) 助手席上部の適切な位置にLED灯を取り付けること。
- (9) 傷病者室には、大型照明（蛍光灯20W×4灯以上の光力）を取付け、スイッチを適切な位置に取り付けること。（2段調光式）
- (10) 前記の照明は、外部商用電源が入力されたときに外部商用電源に切り替わること。
- (11) ストレッチャーの頭部付近の天井に可動式のスポットライト2個を取付けること。
- (12) バックドア内側に可動式のスポットライトを取付けること。
- (13) 右側スライドドア内には、LED照明装置（トグルスイッチ等）を設置すること。
- (14) その他、公表されている標準装備品すべてを装備すること。

## 9 サイレン・電源等

(1) 電子サイレンアンプは以下のとおりとすること。

ア 電子サイレンアンプは、サイレン音切り替え、音声合成装置（バックブザー含む）、マイク等がすべて組み込まれたシステムとし、適切な位置に設置すること。

イ 音声合成は、右左折直進等の運転操作と連動したメッセージが出力できるものとする。また、スイッチは機関員が単独で操作する場合の安全性の観点からハンドルから手を放さずに操作できる位置にも取り付けること。

(2) 電子サイレンアンプにハンドマイクを取付け、適切な位置にマイクホルダーを取り付けること。

(3) 運転席上部の適切な位置にフレキシブルマイクを取り付け、安全性の観点からハンドルから手を放さず操作できる位置にもスイッチを取り付けること。また、誤操作を防止するため動作時に点灯するインジケータランプを設けること。

(4) ピーポーサイレン吹鳴時にサイレン音に切り替わるスイッチを、安全性の観点からハンドルから手を放さず操作できる位置に取付けること。

(5) 音声メッセージ（右折左折）のキャンセルスイッチを取付けること。

(6) 車両外部の適切な位置に防水対策をしたAC100V外部電力コンセントマグネット式を取付け、10mマグネット式コードを付属すること。

(7) 上記の外部電源入力時は、車両のスターターをカットする機能を備えること。

(8) 電流・電圧計を適切な位置に取り付けること。

(9) インバーター

ア 車載用バッテリーからAC100Vに変換する正弦波インバーターを取付け、50Hzで最大300W以上の性能を有し、救急資器材及び電装機器が正常に機能するものであること。

イ インバータのメインスイッチは、操作が容易な位置に取付けし表示灯を設けること。

ウ 外部商用電源が供給されたときは、自動で外部電源に切り替わる機能を設けること。

(10) AC100V出力コンセント

ア AC100Vコンセントの形状は、接手型埋込2P（アース付き平行2P）で医療機器のコンセントが接続できるものとする（5箇所10口）。

イ 取付けは、2口用を5箇所とし取り付け位置は、別途に指示する。

(11) 外部商用電源が入力されたときは自動的にバッテリーを充電する機能を設けること。

(12) 雑音防止

ア 各電装品は、無線雑音防止装置付とし、無線電話装置（支給品）、拡声装置、電話装置及び救急資器材等に雑音が発生しないこと。また、電源装置及びリレー等は傷病者室に雑音が響かないように取付けること。

イ 電気回路の接線を繰り返すところには、適切な処置を講ずること。

ウ 必要に応じて、車両側でボンディングアースを行うこと。

(13) ヒューズボックス

ア 架装関係の電源は、ヒューズボックスを設け、適正な容量のヒューズを介して供給すること。

イ ヒューズボックスには、各系統の名称及びアンペア容量を明記すること。

ウ ヒューズボックスは、運転席の適切な位置に取付けること。

(14) 配線関係

ア ターミナル部の配線接続は、圧着端子を使用すること。

イ 配線の貫通部には、配線保護のためブッシングゴムを取付けること。

ウ 電装品付近の配線は、圧着端子又はコンセントによるものとする。

エ 配線は十分容量のあるものを使用し、極力天井内及び側板内等に設置すること。

オ 配線はすべてに保護材を施すこと。

カ 配線は系統ごとに色別けすること。

キ 配線および電装品は、エンジン等の発熱部から十分な距離をとって取付けし、十分な耐熱策を施すこと。

#### (15) 各種スイッチ

- ア 主な電装装置のメインスイッチは、運転室中央のスイッチパネルに取付け、運転席、助手席から容易に操作できるようにすること。また、スイッチには名称を明記すること。
- イ スwitch等は、必要に応じ保護用リレーを設けること。
- ウ スwitch等は、使用する電気容量に十分見合うものとする。

#### (16) 車内において、除細動等を行った場合、車両の機器等に弊害（電気ノイズ及び漏電）が起らないような処置を講ずること。

#### (17) 表示

- ア スwitch類は、すべて名称及び絵文字、ON・OFFの表示をすること。
- イ バルブおよびコック類もすべて名称及び開閉方向を表示すること。
- ウ 計器類には、名称又は絵文字で表示すること。
- エ 電装品のコンセントには、供給電圧、直流交流等の種類を表示すること。
- オ 燃料補給口の内側には、燃料の種類を表示すること。

### 10 無線電話装置

- (1) 無線電話装置関係は、現救急車から新救急車への移設取付けとし、無線機本体（支給品）・AVM（支給品）・補助設定器（支給品）・スピーカー・固定金具等とする。無線機及びAVMの取付けは、一体式専用架台としハンドマイクは高機能型とする。（富士通ゼネラル）また、移設工事期間中、取り外した旧車両（富谷救急1号車）が現場対応出来るように予備のAVM等を架設取付けし、更新車両が本運用後には、旧車両（富谷救急1号車）に取付けしたAVM等を取り外し撤去すること。
- (2) アンテナ・配線等については移設不可能な場合は新規取付けとする。
- (3) 無線機の電源は、無線機専用の電源を車両バッテリーから配線し、車両キー位置に関係なく動作するように、運転室の指示する場所に組み込むこと。
- (4) 運転室及び傷病者室の適切な位置に送受話器を設けること。
- (5) 運転室及び傷病者室内の適切な位置に無線機スピーカーを取付けること。
- (6) 適切な位置に空中線共用器を収納すること。（シートリクライニングできること）
- (7) 無線機アンテナ及びブラケットをルーフの適切な位置に取付けること。この無線アンテナケーブルは、保護チューブ入りとし、配線はむやみに車内外に露出しないようにすること。
- (8) 傷病者室内のハンドマイク及びセレコール装置、車両動態転送装置は支給品を取付け設置すること。
- (9) この工事は、当組合が指定した無線機設置業者に移設依頼し決定すること。

### 11 傷病者室内装置

- (1) フロアは、段差がなく防滑・抗菌・防カビの材質にすること。
- (2) 傷病者室に純正エアコンまたはクーラーを設けること。（スイッチは運転室及び傷病者室。）
- (3) 傷病者室にリアヒーターを設けること。
- (4) 傷病者室の後部に防水対策（水道水の注水も遮水）を施した排気式の換気扇を設けること。（スイッチは傷病者室）
- (5) 傷病者室すべての窓に難燃性のカーテンを取付けること。また、後部ドアのカーテンは電動開閉式とすること。
- (6) 傷病者室の隊員用座席は、前倒し可能な前向きハイバックシートとし、シートベルトを取付けること。
- (7) 前記の隊員用席の後部には、横向き2人掛け以上のシートを設け、付添人用ベルトにて安全を保てるようにすること。また、サブストレッチャーを安全に固定できるものとする。さらに、このシート下には収納ボックスを設けること。
- (8) 横向きシートと電動ストレッチャー架台の有効通路幅は、処置に支障のない幅とすること。

- (9) 横向きシート後部に乗降用ロンググリップを取付けること。
- (10) 運転席とメインストレッチャーの間には、後ろ向き1人掛け用シート（背あて付きメディカルシート）を取付けること。
- (11) 天井部及び右側サイドの適切な位置に、C型バネフックを各5個以上取付けること。
- (12) 右側サイド・天井部にアシストバー（ロングタイプ）を取付けること。
- (13) 天井部にルーフネットを取付けること。
- (14) 適切な位置に、AC100V電源対応の温冷蔵庫を取付ける場所を設けること。
- (15) 傷病者室の適切な位置に、支給する自動心マッサージ器（ルーカスⅢ）を充電できる場所を設けること。
- (16) ペーパータオル収納ホルダー及びティッシュペーパー収納ホルダー（マグネット式を含む）3個を適切な位置に取付けること。
- (17) 外傷バック・気道管理資器材用バック等の収納は、縦型収納庫に収納し2段以上で調整可能な棚を右サイド前方（運転席後部）に設け収納スペースを確保すること。
- (18) 傷病者室のエアコン吹き出し口付近に、ホワイトボード（A3サイズ及びA4サイズ）を取付けること。（A4サイズは筆談可能な横型の着脱式とする。）
- (19) 取出し可能なダストボックスを適切な位置に設けること。
- (20) ルーフサイド前後左右4か所に、扉付きの大型収納庫を設けること。（それぞれに上下仕切り棚付き）また、指定する1か所（右前）を施錠装置付きとする。また、ルーフサイド左前上部にLEDライトを取付けること。
- (21) 右側後部に扉付収納棚2段を設けること。（上段扉はトレイ形状、下段は引き戸式）
- (22) 右サイドの前側（ボンベ収納庫上）に3段収納棚を設け、その右側で適切な位置に、AC100V電源対応吸引器（アキュバック・ライトD（支給品））の固定用台座を取付け・充電できるようにすること。
- (23) レントゲンフィルム収納ボックス（メディカルシートパット組込）を適切な位置に設けること。
- (24) 運転席後部に大型縦型収納庫を設け、調整可能な棚板を2枚設置し固定ベルトを前後に5本取り付け（前3本、後2本）ること。また、扉内側にはネットを取付けること。
- (25) 助手席後には感染予防策の間仕切を設置し、その下部に収納庫を設け天板にはステンレス製のトレイを設けること。また、その上部には2枚扉付の樹脂製収納庫と消毒液用の収納庫を設けること。
- (26) 上記装備が同時に取付けられない場合は当組合と別途協議すること。

### 第3 救急資機材・付属品等

#### 1 救急資機材等の取付け

資機材仕様書に定める資器材は、医薬品又は医療用具販売納入業者と協議のもと適切に取付けること。また、薬事法に該当する資器材は、納入直前に医薬品又は医療用具販売納入業者の立会いのもと、速やかに救急車に搭載するとともに、医薬品又は医療用具販売納入業者が同行したうえで、当組合に納入するものとする。

##### (1) 概要

メインストレッチャーは、昇降に伴う傷病者の不安感、及び救急隊員の負担を軽減させるため電動で昇降できるものとする。（以下「電動ストレッチャー」という。）また、電動ストレッチャーを車両へ固定する架台は、電動ストレッチャーの降車及び収容を安全に行うことができる電動リフト装置を備えたものとする。架台の取付けは車両へ強固に固定するものとし、使用に伴う歪み破損等がないようにすること。また、電動ストレッチャーは次の機能を有するものとする。

ア 傷病者の安全な搬送、救急隊員の負担及び腰痛等の負傷リスクの軽減のため、電動モーターと油圧を活用した電動油圧昇降システムとし、昇降等を手元で操作できる機能を備えた電動式ストレッチャーであること。

イ 本体の昇降ボタン操作で、無段階に昇降位置を設定できること。

ウ バッテリーは交換できる構造とし、バッテリーが切れた場合はすべての操作を手動でも操作できる構造であること。

- エ 安全かつ迅速に車両への収容・降車ができるものとし、収容・降車時においても、ボタン操作で4輪を同時に収納・降下させる機能を有すること。
- オ 安全かつ簡便に車両への収容・降車ができるものとし、収容・降車時においては、架台の専用電動リフト装置と連動し、傷病者不安感、落車などのリスクを低減させ、救急隊員の負担及び腰痛等の負傷リスクを軽減可能な構造であること。
- カ 電動ストレッチャー本体の重量は可搬性も考慮し60kg程度であること。
- キ 電動ストレッチャーの両側には可倒式のサイドアームを設けること。
- ク 電動ストレッチャーの適切な位置にガードル架キットを2個設置すること。
- ケ 電動ストレッチャーは夜間作業の安全のため照明機能を有すること。

(2) 仕様

本装置は、日本ストライカー社製の電動ストレッチャー（PowerPro 2）と電動ファスナー（PowerLOAD6390）とする。

(3) 構成部品等は、次のとおりとする。

No.	品名・型式	数量	単位	備考
1	PowerLOAD6390 電動ファスナー	1	台	
2	PowerPro2 電動ストレッチャー	1	台	
3	PRO XT IV ポール 左3段式	1	本	
4	予備ベルトセット	1	式	
5	その他必要と思われるもの			

(4) 電動ストレッチャー右側下部の資器材収納庫には、スクープストレッチャー65EXL及びバックボードの取り付けを可能にすること。なお、取出しにあつては、室内及び後部より取出すことができようにすること。

(5) 傷病者室右側サイドの適切な位置に、第4高度救命処置用資機材で定める支給品の半自動除細動器一体型患者観察装置を取付けること。（架台含むF110-RB48）

(6) 傷病者室の適切な場所に、酸素ボンベ（支給品）収納庫を設けること。また、アルミボンベの積載を考慮すること。

(7) 酸素吸入装置（二連式加湿流量計オキシパックOX-ⅢS）を適切な場所に取付け、下記を考慮すること。

ア 加湿流量計は、傷病者室右側壁面の適切な位置に取付け、上記収納庫の酸素ボンベと連結すること。

イ 酸素ボンベは、それぞれ個別に脱着できる構造とすること。また、2本のボンベは互いに干渉しない構造とすること。

ウ 酸素配管は、十分な耐圧力及び耐蝕性を有するものとし、走行中の振動及び衝撃に十分に耐えうる強度の材質のものを使用すること。

エ 酸素吸入装置の構成部品等は、次のとおりとする。

No.	品名	規格	数量	単位	備考
1	オキシパックOX-ⅢS		1	式	
2	減圧弁（高圧ニードル）		2	個	
3	高圧三方チーズ		1	式	
4	配管ホース		1	式	
5	その他必要と思われるもの				

(8) 傷病者室右側サイドの適切な位置に、人工呼吸器の車載着脱用金具を取付けること。

ア 駆動ホースは酸素吸入装置アウトレット（OX-ⅢS）に接続できるもの。

イ 人工呼吸器の構成部品は、次のとおりとする。

No.	品名・型式	品番	数量	単位	備考
1	パラパック （付属品：基本セット+減圧器、バック、ハンドル付き車載着脱用金具）	200D	1	式	支給品
2	患者ホースセット（再使用可能品）	WM22520	1	式	支給品
3	患者ホース（約155cm）	WM22647	1	本	支給品

4	ホースケース	WM8297	1	個	支給品
5	その他必要と思われるもの				

(9) 支給品の除細動器一体型患者監視装置と後部キャビネットの間に、輸液ポンプ固定用パイプを設けること。

(10) 天井吊り下げ型の輸液ボトル固定金具（バンド付）を天井の中央及び後部の適切な位置に取付けること。

(11) 資機材仕様書に定める携帯型吸引器の収納部ブラケットを適切な位置に取付けること。  
2 その他資機材及び付属品等は下記のとおりとする。

No.	品名・型式	品番	数量	単位	備考
1	スクープストレッチャー	モデル 65E X L	1	台	支給品
2	ヘッドイモビライザー		1	式	支給品
3	携帯用吸引器 アキュバック・ライトD	WACC-PD	1	式	支給品（本体）
4	リユーザブルボトルセット	WM17820	1	個	支給品
5	吸引バック	WM17800	1	個	支給品
6	吸引チューブ	WM10778	1	個	支給品
7	ACアダプター	WM2620-0001	1	個	

#### 第4 高度救命処置用資機材・付属品等

##### 1 患者監視装置ベットサイドモニタ（支給品）

###### (1) 概要

本装置は、救急車内で傷病者の心電図・呼吸（SpO<sub>2</sub>）・非観血血圧・脈波・心拍数等を測定するものである。

###### (2) 仕様

本装置は、患者観察装置ベットサイドモニタ・モデルBSM-3562（低台座付F210-RD36）とする。（支給品）

(3) 詳細な取付け位置及び寸法等の諸元については、別途に指示する。

#### 第5 緊急車両装備の取り付け共通事項

各種資機材の取付け及び配線等は、受注者が行うものとし次のことに留意し慎重に取り付けること。

- 1 金属製の棚は鋭利な部分をなくし、当該棚により人体に危害が生じない構造とすること。なお、棚にはゴム又は合成樹脂製の被覆を行うこと。
- 2 金属製棚等に取り付ける場合は、工具を用いることなく脱着できるようにすること。
- 3 固定及び取付けは堅牢で、かつ走行中の振動等により医療機器に異常が生じないようにすること。
- 4 詳細な取付け位置及び寸法等の諸元については、別途に指示する。
- 5 その他詳細については、受注者と協議上決定する。

#### 第6 補則

- 1 この仕様の他、車両及び資機材については、公表されている標準装備・付属品の全てを装備すること。
- 2 この仕様の他、車両及び資機材等については、表に記載のとおりとする。
- 3 資機材の詳細な取り付け位置等については、別途に指示する。
- 4 資機材を取り扱う業者は、メンテナンス等が適切に短期間で完了できる業者であること。